

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 689 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 689 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 5 年 2 月 20 日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和 5 年 2 月 20 日（月） 午後 3 時～午後 3 時半

・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長 13 番 久野 一弘

副会長 12 番 深谷 勝義

委 員 1 番 近藤 武

2 番 服部 啓子

3 番 濱島 守

4 番 本田 貴士

5 番 鈴木 広子

6 番 竹内 敬三

7 番 相羽 誠二

8 番 深谷 英一

9 番 神谷 登

10 番 成田 正彦

11 番 加古 春久

（農地利用最適化推進委員）

14 番 浅田 勲

15 番 大嶋 英二

16 番 加古 俊治

17 番 鈴置 省悟

18 番 深谷 幸子

19 番 山口 茂樹

・欠席委員

（農業委員） 欠席者なし

（農地利用最適化推進委員） 欠席者なし

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 689 回）

令和 5 年 2 月 20 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理 について	
3	報告 2	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理 について	
4	報告 3	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について	
5	報告 4	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	
6	報告 5	使用貸借契約の解除通知について	
7	報告 6	農地改良届出について	
8	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
9	議案 2	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	
1 0	議案 3	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による 決定について（利用権設定）	
1 1	議案 4	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計 画の決定について（一括方式）	
1 2	議案 5	大府市農業委員会の保有する個人情報の保護等に関 する規程の一部改正について	

・農業委員会事務局職員

事務局長 花井 信武
事務局 下谷 敏信
 松下 景美

(久野一弘 議長)

ただいまから第 689 回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告します。

農業委員会の在任委員 13 名全員の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告します。

また、農地利用最適化推進委員の 6 名全員の出席をいただいております。報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第 1「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局の下谷敏信氏と松下景美氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 2、報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について』から、日程第 7、報告第 6 号『農地改良届出について』までを、事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について』から、報告第 6 号『農地改良届出について』までを、ご説明いたします。

始めに、報告第 1 号『農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の受理について』をご説明します。

市街化区域内において所有者自ら行う農地転用で、議案書 1 頁の計 3 件です。畑が 2 筆、田が 1 筆で、転用面積は合計で 1,114 m²、転用目的は、住宅が 1 件、共同住宅が 2 件です。

続いて、報告第 2 号『農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について』をご説明します。

市街化区域内において権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書 2 頁から 5 頁までの 17 件です。畑が 20 筆、田が 5 筆で、転用面積は合計で 3,629.57 m²です。転用目的は、宅地が 11 件、住宅が 5 件、資材置場が 1 件です。

続いて、報告第 3 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について』をご説明します。

農地を相続により取得した場合に届出していただくもので、議案書 6 頁から 8 頁までの 6 件です。畑が 23 筆、田が 6 筆で、合計で 14,162 m²の届出がありました。

続いて、報告第 4 号『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』をご説明します。

農地又は採草放牧地の賃貸借契約に係る合意解約の通知で、議案書 9 頁の 2 件です。田が 4 筆で、合計で 2,238 m²の届出がありました。

続いて、報告第 5 号『使用貸借契約の解除通知について』をご説明します。

農地又は採草放牧地の使用貸借契約に係る合意解約の通知で、議案書 10 頁の 2 件です。畑が 2 筆、田が 3 筆で、3,296 m²の届出がありました。

最後に、報告第 6 号『農地改良届出について』をご説明します。

農地を嵩上げ、場合によっては切土して、農地として利用されるもので、議案書 11 頁の 1 件です。畑が 4 筆で、288 m²の届出がありました。大府市農業委員会農地改良届出に関する指導要綱の適用範囲及び基準の全ての項目に適合しております。

以上の報告案件につきましては、局長専決処理のうえ、受理通知した旨を報告します。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第1号から報告第6号までについて、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。

次に、日程第8、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』の4件を上程します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』の4件をご説明します。

農地を農地として権利の設定、移転を行うものであり、議案書12頁から13頁までの大府市農業委員会の許可案件4件で、畑が10筆、田が3筆の合計で7,750㎡の申請です。

始めに、1番の案件については、隣地を所有しており一体利用して規模拡大を図るために取得するものです。

次に、2番の案件については、耕作地に近く、利便及び作業効率も良いため、譲り受けて規模拡大を図るために取得するものです。

次に、3番の案件については、農地所有適格法人の申請をするとともに、経営規模の拡大を図るために取得するものです。なお、この案件について、買受人の法人は、株式会社の形態で、主たる事業が農業であり、法人の農業に常時従事する個人が150日以上従事し、業務執行役員のうち法人の農業に常時従事する構成員が過半数以上占め、この業務執行役員のうち1人以上が60日以上農作業に従事していることから、農地所有適格法人の要件を満たしております。

最後に、4番の案件については、経営農地に近く効率が良いことから規模拡大を図るために取得するものです。

議案の詳細については、協議会で説明させていただいたとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、濱島守委員どうぞ。

(濱島 守 委員)

1番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2番の案件について、鈴置省悟委員どうぞ。

(鈴置省悟 委員)

2番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、3番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

3番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、4番の案件について、浅田勲委員どうぞ。

(浅田 勲 委員)

4番の譲受人は、所有農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などはございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第1号を採決します。

本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第1号件は、原案のとおり許可することに決定します。

次に、日程第9、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の3件を上程します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の3件をご説明します。

市街化調整区域内で、権利の設定又は移転を伴う農地転用で、議案書14頁から15頁までの愛知県知事の許可案件3件です。内訳は、田が10筆、畑が2筆の合計で4,202㎡の申請です。

始めに、1番の案件は、資材置場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、集落に接続して資材置場が整備されるもので、10ha以上の一団の農地の区域内にあるものに該当しますので、第1種農地と判断することができます。

次に、2番の案件は、駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、上水道管、下水道管の2種類が埋設されている幅員4m以上の道等の沿道の区域で、概ね500m以内に「北崎保育園」と「かんだ保育園」があることから、公共施設等が2か所ある区域にある農地に該当しますので、第3種農地と判断することができます。

なお、この案件は、令和4年12月総会において、農振農用地区域除外案件として、ご審議いただいた案件でございます。

最後に、3番の案件は、牛舎、たい肥舎等農業用施設を整備する目的で転用するものです。農地区分は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定により、市が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域にある農地に該当しますので、農用地区域農地と判断することができます。

なお、この案件は、先月の総会において農振農用地区域の利用計画変更案件として、ご審議いただいた案件でございます。

以上の案件につきましては、いずれも申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断することができます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について、濱島守委員どうぞ。

(濱島守 委員)

1番の申請地は、整地のみです。雨水は、透水性砕石舗装で自然浸透されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、2番の案件について、鈴置省悟委員どうぞ。

(鈴置省悟 委員)

2番の申請地は、整地のみです。雨水は、敷地内の最終樹を経て道路側溝へ排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に

問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

続いて、3番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

3番の申請地は、切土と盛土をします。雨水は、調整池で水量を調整後に既存の道路側溝へ排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第2号を採決します。

本申請を愛知県知事に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第2号は、委員会の「意見なし」で愛知県知事に送付することに決定します。

次に、日程第10、議案第3号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（利用権設定）』の3件を上程します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第3号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（利用権設定）』ご説明します。

農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。議案書16頁の3件で、内訳は、畑が8筆で、合計で2,952㎡の申請です。

市内の方が2名で、いずれの借り手も農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第3号を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第3号は、原案のとおり決定します。

次に、日程第11、議案第4号『農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式）』の4件を上程します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4号『農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式）』についてご説明します。

農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、『農用地利用集積計画』が提出されています。公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するものです。

議案書17頁の4件で、内訳は、田が6筆で、合計で4,552㎡の申請です。借り手の方は、市内の方が1名で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については、議案書に記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第4号について採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり決定します。

次に、日程第12、議案第5号『大府市農業委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部改正について』の1件を上程します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第5号『大府市農業委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部改正について』ご説明します。議案書の18頁の1件です。

始めに、「議案第5号の参考資料」をご覧ください。改正の背景としては、資料1頁の図の左側のとおり、これまでは、各自治体の条例で個人情報の取扱いの規定をしていましたが、資料1頁の図の右側のとおり、令和3年の個人情報保護法の一部改正により、個人情報の取扱いが個人情報保護法の規定に一本化されたことに伴うものです。

次に、議案書18頁をご覧ください。

改正の内容としては、引用する法令等の条項を整理するためのものです。第1条の趣旨では、大府市個人情報保護条例の引用から、個人情報保護法及び同法施行令の引用に改め、第2条の実施状況の報告では、個人情報保護法の規定に基づいた報告の手続きに変更されることに伴い当該条項を削除し、

第3条の開示の手続、方法等では、市長の保有する個人情報の保護等に関する規則の全部改正により、個人情報の保護に関する法律施行細則の規定を引用するために、改正するものです。

この改正規程は、令和5年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局の説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

(久野一弘 議長)

特に無いようですので、議案第5号について採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

(久野一弘 議長)

全員賛成ですので、議案第5号は、原案のとおり決定します。

(久野一弘 議長)

これで、全案件の審議が終了しました。

以上を持ちまして、第689回総会を閉会します。